



# 足立区議会だより

No.67

- 第3回定例会
- 議長・副議長就任のごあいさつ
- 意見の分れた案件
- 区政を問う=代表質問
- 下水道の整備促進を訴える
- 区民からの請願・陳情
- 意見書=要旨
- 可決した主な議案

## 議長に藤木二幸議員が満票にて当選就任

### 副議長に岡安孝明議員

### 第3回定例会

第一日(九月二十一日)

昭和五十六年第三回足立区議会定例会は九月二十一日に開会し、十八日間の会期中十月八日に閉会しました。今定例会では昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)、国民健康保険特別会計補正予算(第一号)他三十一件の区長提出議案、学童保育室入室に関する異議申立てについての諮問及び区民から提出された請願・陳情五十八件等が審議されました。また、正・副議長の改選が行われ新議長に藤木二幸議員、副議長に岡安孝明議員が選出されました。

冒頭、古性区長が挨拶を行ない、「国の行政改革に対する姿勢について、国の財政が先進諸国に例をみない危機的状況に陥っており、政府が第二次臨時行政調査会を発足させ取り組んだ行政改革は国家的課題であり、国民的要請で

あると考える。よって、当区においても少なからぬ影響があり、手をこまねいているわけにはいかず、区民の多様な行政需要を適確に把握し、迅速かつ適切な対応をするため昭和五十七年度予算編成から事務事業見直しのための検討システムを整備した。

調整の区別算定の結果について、各区には現行の四十四%を前提とし、二千八百三十四億円が普通交付金として配付され、当区にはそのうち三百五十億九千六百万円が交付されることになり、前年度比十

四%増を示した。都区財政調整は当区の財政基盤の大きな柱であり、現在の財調の改革が都区間で検討されているためその成り行きを注

意深く見守りたい。特別区長会の諮問機関である区政調査会より「特別」市構想が打ち出されている。区長会の一員として答申を尊重する立場にあるが、財調の廃止を含む財政制度や「特別」市の事務配分の問題があり、それが区の自主的、計画的な行政運営と区民サービスにどのような影響をもたらすかを議会と共に協議しな

たいと考える。新執行体制については先の臨時会において議会の賛同を得て特別職を選任し、助役二人制とした責任を明確にする執行体制を確立した。旨述べました。

ついで監査委員永島安三氏から昭和五十六年度区役所出張所、区立小・中学校・幼稚園及び区立林間学園等の事務監査の結果報告があったのち各党、会派を代表して川下政信議員(自由民主党)、岡安孝明議員(公明党)、小野実議員(共産党)、滝井兼彦議員(民社党・新自由クラブ)が区政全般について質問しました。



花卉品評会にて

第二日(九月二十二日) 前日に引き続き、野中榮治議員(社会党)、島崎義雄議員(自由民主党)、竹ノ下資夫議員(公明党)、五十嵐英生議員(共産党)、石川純議員(自由民主党)が質問を行いました。

次に昭和五十六年度東京都足立区一般会計補正予算(第一号)他三十二件の区長提出議案、学童保育室入室に関する諮問及び区民からの請願・陳情が各所管の委員会に付託されました。

第三日(十月八日) 休会中各委員会で審査された区長提出議案三十三件が採決され、鈴木仲二議長、吉平沢太郎副議長、岡安孝明副議長、藤木二幸議長が就任されました。

議長、副議長が今定例会で改選されたことにより、各委員会委員の一部変更が行われました。新たに委員会に所属した議員、役職の変わった議員は次のとおりです。

件名	意見の分れた案件							結果
	自由民主党	公明党	共産党	民社党・新自由クラブ	社会党	民声クラブ	結	
昭和56年度東京都足立区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	×	○	○	○	案決	
学童保育室の入室に関する異議申立てについて	○	○	×	○	×	○	棄却	

○賛成 ×反対

# 自由民主党

区長の民間の経営感覚はどう  
生かされたか。

【問】区長は選挙期間中、民間の経営感覚をもって区政運営にあたりと述べてきたが、この一年間とすれば旧態依然との疑念もあり、民間的経営感覚をもって改善されたと思われる各種事業のあり方や経費について示せ。

【答】行政は最小の経費で最大の効果をあげるため、経営感覚のコスト意識を持つべきである。市場メカニズムによる分野、住民と行政で役割分担をして効率の良い分野は民間的感覚で処理をすべきだと言ってきた。具体的には学校警備機械化、住区施設の地元管理などで効果を上げ経費は行政自体の運用より半分ほどですんでいる。

【問】各種事業のあり方について、行政の守備範囲をどのように考えているのか。  
【答】基本的には個人や家庭、企業または地域で解決される

分野はできるだけそこで対応してもらいたいと考える。個人や地域の連帯の力でできない分野を行政自身が実施することである。その必要な経費は区民の方の税金や使用料で負担するというように考えている。

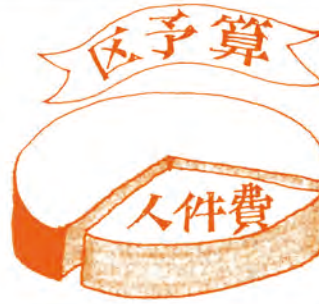
特別区政調査会の「特例」市  
答申をどう評価するか

【問】今回の特別区政調査会による「特例」市構想の答申では、都と特別市間及び特別市相互間による事務配分や財源の配分にふれ、「東京都が特別区に与えられる仕組みである現行都区財調制度は、特別区の財政自治を阻害しており、この制度の廃止が不可欠の前提条件である。」と述べているが、区長はこの事実についてどのように評価しているか。

【答】今回の答申は貴重なものと考えている。先の答申のうち市に特例を設ける方式が検討に値する案だと言うことで区長会でさらに諮問したものであり、この考えを尊重しなければならぬと考えている。財調制度の廃止は若干異論もあるが、議会とも十分協議して区の見解をまとめていきたい。

庁舎のあり方は多角的にとらえられるべきである。理想とすべき庁舎について基本的認識をうかがいたい。

【答】庁舎は効果的行政執行ができるような機能的なものでなければならないと考えている。区民にとって便利で親しみがもて、将来の需要をみだし、災害時に基幹となり、足立にふさわしい植樹スペースや広場をもったものでありたいと考えている。



人件費は見直しの対象外なのか

【問】五十七年度予算編成方針で国の行政改革に対応して事務事業の見直しを言っているが、区予算の四分の一を占める人件費について、どうして見直しの対象からはずしたのか。  
【答】人件費を直接の対象からはずしたわけではなく、事務事業の見直しの中で間接的に人件費の節減がはかれるものと期待している。



理想とすべき庁舎をどう認識しているか

【問】庁舎建設は基本計画で前期に位置づけられているが、

【答】学校教育の場で人間的な温みのある教育をすることは重要なことであり、寛容の精神や人間愛は人間が人間らしく生存、発展する基本的理念である。区教委では学校教育の努力点、一・二項で個人の尊厳に立脚した人権尊重の教育、互いに人格を尊重しながら、豊かな情操と強い意志の育成に努めるよう指導している。

過密過疎校対策を問う  
【問】今後の小学校の児童数は減少傾向にあるというが、例えば舎人小学校は過密である。地域によって過疎校もであり、過密校、過疎校の問題で地域住民は何を求めているか所見を問う。  
【答】足立区の児童生徒数は昭和五十七年度をピークに減少傾向にあるが、地域によっては児童生徒の増加で学校建設の必要もある。推計では将来文部省の標準学級数に達する見込みであり、空教室の活用は特別教室の拡充、身障施設の拡充などを第一義的に考えている。

熊ノ木ポンプ所用地買収に区は積極的に取り組む  
【問】熊ノ木ポンプ所の完成を地域住民は期待している。このポンプ所建設は、昭和四十九年に事業決定して以来七年が過ぎたが、大きな地主との話し合いはどうか。  
【答】東京下水道局は七月二十四日に土地収用の手続き保留を解除した。これにより土地等の保証金が告示日現在で固定され、来年三月ごろまで精力的に買取交渉を始め、その進み具合により収用委員

会に強制収用の申請をすると思う。大地主三人で約一ヘクタールの所有であるが、買取交渉の進展は思わしくないと聞いている。今後下水道局と緊密な連絡を保ちたい。都市計画道路九十一号線建設をどう進めるのか  
【問】江北橋より放射十一号線までの約七百メートルまでの九十一号線は前期十年の計画で施行されるということだが、この地域では区画整理方式によることを望んでいると聞くが、どのように考えているか。  
【答】本年四月東京都が発表した前期事業化路線にその道路建設の手法は用地買収方式、区画整理方式などだが、将来の土地の有効利用をも考え、地元権利者の方と話し合っていく。

高野町会内に公園を設置せよ  
【問】区内には公園が二百五十箇所以上あるが、未整備のもの四十七箇所あるという。公園設置のバランスを考えると上沼田、高野両町会の地域内には公園がないので、ここに公園を設置する考えはないか。  
【答】公園設置計画については、基本計画実現のため全区的なバランスを考え用地買収

に努め、積極的に整備をしていきたい。高野町会の属する第二ブロックは公園面積が不足しており、他のブロックとのバランスを考えながら積極的に取り組んでいく考えである。

# 公明党

国の行革に関連して問う

【問】行革の柱の一つに生活保護費を除く国庫補助金の一部削減がいられているが、実施された場合、区の事業に対する影響と区の対策はどうか。  
【答】国の財政再建は国民的要請であり、ある程度影響はやむをえない。従って当区としては来年度予算編成に向けて、事務事業の見直しと既定の事務費等の削減体制を整備することにより区財政への影響を吸収したい。

行政サービスの充実を問う  
【問】先に区が行った庁舎に係わるアンケート調査の結果、来庁区民の四分の一以上が庁舎は遠くで不便であると訴えており、出張所の整備拡充が急務となっている。出張所のフアクシミリ・漢字オンライン導入は六十年度以降と聞くが、もっと早期に実現できないか。  
【答】出張所窓口事務の近代化についてはプロジェクトチームを編成し、本年報告書が提出された。これによれば実施段階を三段階に分け、最終段階を昭和六十年以降としている。現在、報告書推進のため実施部門の職員による委員会を編成し、第二段階のフアクシミリの設置時期を検討している。

中小建設業への工事発注について問う  
【問】経済の低成長下における長期不況、中堅・大手業者

の中小企業分野への進出により、中小建設業者の業績は著しく悪化している。このような背景の中で、区内中小建設業者育成の立場から区の契約工事発注指名の際、上位ランク業者以下の受注の機会と契約比率を高めるため分離、分割発注を更に推進できないか。  
【答】これまでも工事の種類、内容によって必要に応じた分離発注を行っており、今後も中小企業育成の見地から受注機会の拡大充実をはかりたい。

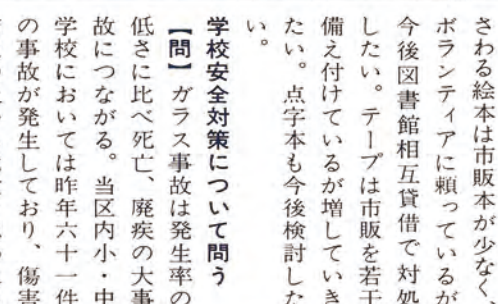
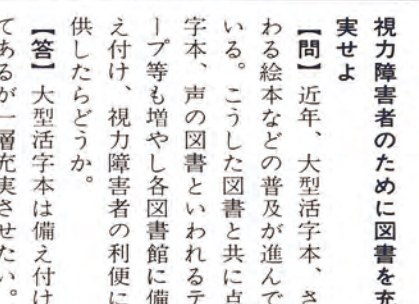
酒害相談窓口の設置をはかれ  
【問】近年、アルコール中毒患者が急増し家庭破壊を起している。そこで専門の酒害相談窓口を設置し、社会復帰のためのカウンセリング強化等を図るべきと考えるがどうか。  
【答】酒害相談は保健所の精神衛生相談の一環として行っているが、都が本年度より精神衛生センターに酒害相談指導室を設置したことに伴い、当区でも都の施策に連動させるため酒害相談コーナーを設置するよう努力したい。

残土置場の公害対策は何か  
【問】残土置場は区内四十箇所あり、周辺住民とのトラブルは絶えず深刻な悩みとなっている。当区は下水道工事の大幅な進捗に伴い、残土処理が急務であるが、この問題にどう対処するのか。  
【答】残土置場の公害対策として、第一に強制力はないが区として移転指導を行い、移

転出来ない場合、都の公害防止条例に基づき散水、へい等の公害防止設備の設置を指導している。

視力障害者のために図書を充実せよ  
【問】近年、大型活字本、さわる絵本などの普及が進んでいる。こうした図書と共に点字本、声の図書といわれるテープ等も増やし各図書館に備え付け、視力障害者の利便に供したかどうか。  
【答】大型活字本は備え付けられているが一層充実させたい。さわる絵本は市販本が少なく、ボランティアに頼っているが今後図書館相互間で対処したい。テープは市販を若干備え付けているが増していきたい。点字本も今後検討したい。

学校安全対策について問う  
【問】ガラス事故は発生率の低さに比べ死亡、廃疾の重大事故につながる。当区内小・中学校においては昨年六十一件の事故が発生しており、傷害防止の上から危険と思われる場所は強化ガラスに改修したかどうか。  
【答】実態把握をし、改修に努めている。特に玄関ドアの窓ガラスについては逐次網入りガラスにしている。また五十四年度の新設校からは校庭に面した窓ガラスに網入りガラスを設置している。なお既設校については防球ネット等の対策をすすめている。



# 区政

## 共産党

行革をどう評価するのか

【問】いま国会で審議されている行政改革は軍拡路線を優先し、地方自治の圧迫と国民生活を破壊するものである。区長はどう評価するのか。

【答】行政改革は国民的要請国家的課題である。行革により国はもとより地方自治体、国民生活の各分野で一時的に痛みを受けるが、行革は国の行政の体質を改善し、国の経済社会の発展を可能にする道を開くものと考えられる。



青少年非行化防止対策を問う  
【問】青少年の非行化防止については区内のあらゆる団体が協力し「だれでも、いままぐでできる」行動目標を設定するとともに、地域を各小学校区単位にわたって中・小規模の非行対策懇談会を開くこと。さらにこうしたとりくみの経験が反映され、各団体のとりくみに役立つ「区民集会」に

すべきと思うかどうか。

【答】足立区社会教育委員会の答申のなかで青少年憲章とも言うべき指針の提言がある。また、青少年対策地区委員会が主体となり地域青少年の健全育成の施策を行っている。「区民集会」については準備会を開催し、内容検討の上実施したい。

【緊急かけこみ融資制度】の実施はいつか  
【問】区内中小企業者の倒産、廃業、営業不振は深刻な事態であるが、「緊急かけこみ融資制度」はいつになったら実施するのか明らかにせよ。

【答】二十三区の融資制度研究会で研究中であり、研究会の推移をみて検討したい。



手話通訳者を窓口配置せよ  
【問】ろうあ者のために手話通訳者を役所の主要窓口配置し、手話通訳の派遣事業を実施せよ。

【答】職員の手話研修終了者名簿をすべての職場に配付し、必要により応援体制がとれるよう配慮している。また手話講座を充実させ、一般区民の手話通訳者の養成をはかり、さらにグループ化、組織機関により聴覚障害者の要請に対応したい。

【問】最近、交通事故や労働災害等で突然身体障害者や聴覚障害者となるケースがふえている。これらの重度障害者

に対し家政婦派遣回数増を特別に増やすべきと思うかどうか。

【答】障害者が長期、継続的に家事援助者を必要とする場合には緊急、一時的対応である現在の家政婦派遣制度ではなく、福祉事務所実施の身障者ホームヘルパーに派遣制度の適用をケースバイケースで考えていきたい。

【問】障害者の機能回復訓練所の建設計画の促進と車椅子でも利用できる区内施設のスロープ化をはかるべきと思うかどうか。

【答】通所施設については多目的利用が可能な障害福祉施設の建設計画があり、用地取得の交渉中である。スロープ化されていない施設には当面、プザー等の設置により職員が車椅子利用者に対応している。今後とも車椅子利用が予想される施設は可能な限り、スロープ化する様に努めたい。

【問】区の花火大会に障害者と七十歳以上のお年寄りの招待席を設けるべきと思うかどうか。

【答】花火大会には一定時間に不特定多数の観客が会場に集中するため、一定の場所にお年寄り等の招待席を設置することは緊急時の警備関係の対応もあり現状では困難と思われる。

【問】公害テスト計画が九月十一日の清掃工場運営協議会で初めて住民に明らかにされ

た。しかし、都は事前にテスト計画を清掃労組に提案し、現在交渉中である。これは都と区と住民とで締結した四七協定を無視し、地元住民の顔を逆なでるものだ。区は知っていたか。どう対処するのか。

【答】九月十一日に正式に知った。今後は具体案が当区の環境保全課長がメンバーである公害対策委員会で検討される。具体案が決定した場合、昭和五十四年十一月締結の「東京都足立清掃工場に関する協定書」本文を尊重し対応したい。



一貫性ある老人サービス制度をつくれ

【問】将来の高齢化社会にむけ、地域の現実をふまえてニーズにこたえるためのキメ細い老人サービスについて一貫性のある制度（社協への委託、公社設立等）を考へてはどうか。

【答】高齢化社会を迎え、地域福祉の展開は官民の役割を明確にし実施しなければならぬ。そのため社協の充実、事業委託を進め、将来的には他区の社協の実態を調査し、事業の一元化を図りたい。

【問】休日児童館等を開かせよ  
【答】休日児童館、福祉センターを自主運営に任せ開放すれば、老人と地域住民の楽しみも増え学童保育室も児童館を利用出来るので、仮りに定数増となっても幅広い有効な設備利用が可能になると

思うかどうか。

【答】現在、児童館の休館日、夜間は管理補助員制度により地域の子供会等に貸出している。福祉センターは設備の整備等管理運営上の問題のため保留となっているが、住民からの要望も強いのでその有効活用は今後検討したい。

## 社会党

第二次臨調答申をどう受けとめているか

【問】第二臨調第一次答申は巨額な赤字財政の構造的原因について究明されておらず、不公平税制の是正については「税負担の公平確保は極めて重要な課題である」と述べているにすぎない。また国民と地方自治体へ負担強化が明示され、防衛関係費について具体的方策を示していない。国保給付費の都道府県への一部肩代りなどの直接的影響を都財務局では三百四十八億円と試算している。そのほか都民へのしわ寄せとして、保育所新設の抑制、老人医療無料化の廃止、私学助成の引き下げなどが盛り込まれているが、これらに対する区長の見解はどうか。

【答】増税なき財政再建として緊急に取り組む課題を打ち出したことは当を得た対応であると考へている。自治体、国民生活各分野におき痛みを受けるが、行政体質の改善、経済社会の発展が可能になる。老人対策についても多面的な施策を検討する必要があると考へている。この行革によって行政の体質が改善され、我が国の経済社会が進展すれば有り難いと感している。

【問】婦人のパート労働者は年々増加している。墨田区に次ぎ工場の多い足立区で働くパート労働者が安心して働けるための労働条件を解決するために、区内婦人パート労働者の就業及び職場及び実態調査を行い、パート労働者の相談窓口を設ける考へはないか。

【答】パート従事者の窓口は現在、公共職業安定所であり、その動きは流動的であって実態把握は極めて難しい。労働相談は勤労福祉会館で月二回ほど行っているが、区民が利用しやすいように労政事務所要望したいと考へている。



## 下水道の整備促進を訴える

### 足立、葛飾、江戸川三区下水道事業促進連盟大会開く

足立、葛飾、江戸川三区の下水道事業早期普及を目指して、去る十月二十一日（水）に江戸川区民センターにおいて、三区下水道事業促進連盟結成五周年記念総決起大会が開かれました。

この三区は荒川、江戸川、中川等の河川にかまれておりますが、その水質浄化もこれからという所です。大会では三区の下水道普及率を早く百％に近づけてこれからのことを解決するための努力を討議しました。そして都知事の祝辞を始め、衆参両院議員、都議会議員から祝辞が述べられ、区民からの意見発表に続き、経過及び計画の報告があったのち、次のような決議を行い、盛会のうちに幕を閉じました。



決議の要旨は次の通りです  
本大会は、足立、葛飾、江戸川三区百五十万人の願いを込めて、下水道事業の早期達成のため国並びに東京都に対し次の事項の実現を強く要望する。  
○国は補助対象の拡大、補助率の改善に努め補助額の大幅増額を図ること。  
○東京都は汚水処理場、ポンプ所、幹線等の基幹施設の建設を全面的に促進すること。  
○国及び東京都は基幹施設を除く枝線事業は区が主体となつて行うことができるよう適切な措置をとること。

## 民社自由クラブ

【問】公害テスト計画が九月十一日の清掃工場運営協議会で初めて住民に明らかにされ

# 区民からの諸般陳情

## 採択されたもの

- 原爆被害者の会助成金増額等(一項目)
- 残土置場周辺の公害解消
- 産業振興館結婚式の存続(二件)
- 綾瀬三―一三先水路蓋かけ
- 区道認定Ⅱ綾瀬二―二四―四先、扇一―五―一七先
- 区有通路設置Ⅱ足立一―一五―一三先、足立三―二九―一〇先、梅島一―一四―一八先、梅田一―二二―一四先、本木北町八―一二先

- 傷病手当・出産手当に関する意見書提出
- 足立区住宅相談制度の新設
- 記帳義務法制化反対(白色申告者に対するもの)
- 郵便貯金問題(金利一元化早期実施の意見書提出)
- 仮称「扇中学校」の校名を「興扇中学校」に

## 継続審査となったもの

- 小台・桜木地区工業地域内中高層住宅団地建設反対
- 東京朝鮮第四初中級学校の父兄に対する特別助成金交付
- 新一般消費税導入反対(二件)
- 保育行政関連(国基準の大幅値上げ反対、0歳児保育所建設等)(四件)
- 日商岩井西新井マンション建設関連(日照時間確保等)
- 同和对策事業特別措置法延長
- 同和对策事業特別措置法の民主的改正・延長
- 福祉・教育・地方財政等充実に係る行政改革
- 老人医療費の有料化と所得制限の強化

## 不採択となったもの

- 所得税・住民税の課税最低限の大幅引き上げ要請
- 江北四丁目(スタンダード跡地)公園設置
- 日商岩井西新井マンション建設予定地を区で買取(二項目)
- 原爆被害者個人への見舞金交付及び広島等への募参団派遣旅費の助成(二・三項目)

学童保育室を視察



- 区道認定Ⅱ青井六―七―一八先、中央本町五―一〇―二二先、六町四一―七―一八先
- 区有通路設置Ⅱ足立四―二四―一先、関原三―三七―二二先、西新井二―三〇―一二先、梅田四―九―一八先
- 補助第一一九号線幅促進

(八件)

- 地下鉄八号線亀有駅設置
- 桜土手有地掘下げ促進
- 老人保健法案反対
- ホテル建設にともなう地域住民子女に及ぼす影響(ホテルを建てない行政指導等)

# 意見書



## 行政改革は地方自治を拡充強化する方向で

行政改革に関する意見書  
第二次臨時行政調査会第一次答申によれば、国民健康保険給付費、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の一部を都道府県の負担とする問題や老人医療費の無料化廃止、教科書無償給与制度廃止等については、財源問題も含めて政府部内において、本年末までに検討を加え結論を得るとのことであり、また公共事業の国

庫補助負担率の地域特例についても終期到来時には廃止を含め抜本的な見直しを行うとされているが、これらは地方行政及び地域経済に大きな影響を与えるものである。よって、この度の行政改革は地方自治を拡充強化する方向で推進されるよう強く要請する。  
(内閣総理大臣、自治大臣 行政管理庁長官あて)

## 特別区住民自治、団体自治の確立を

### 特別区自治権、財政権拡充大会開く

「区民の豊かな生活とよい環境をめざす自治と財源を」というスローガンのもとに、去る十月二十三日(金)午後一時から九段会館において、特別区自治権、財政権拡充大会が開かれました。

大会は、開会のみならず、副議長を選出し、経過報告、住民代表の発言、衆参両院議員などのあいさつに続き、国並びに東京都あての請願・

陳情案を承認し、大会宣言を採択して、各党代表に陳情文を手渡ししました。  
国に対する陳情は、「住民に身近な行政は特別区が行う」という考えのもとに、①特別区特有の行政需要に対する財源の考慮②超過負担の解消③地方交付税制度の改正④起債枠の市なみの拡大⑤特別区教委の権限を市なみに⑥事務、財源の適正配分⑦行政改

革は地方行政を圧迫しないこと等を骨子としたものです。東京都あての陳情は①都区事務配分の十分な協議②委任事務の再検討③都区財調の改善④特別区教委の権限を市なみになどを要旨としたものです。終りに特別区における住民自治、団体自治の確立を期するという大会宣言を採択し、閉会しました。

# 可決した主な議案

昭和五十六年度東京都足立区一般会計補正予算(第一号)  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二、一三七、八五四千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ九、一七二、八九七千円とするもの  
昭和五十六年度東京都足立区国民健康保険特別会計補正予算(第一号)  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一、五三二、七七七千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ二、一八六、三三四千円とするもの  
東京都足立区生業資金貸付条例の一部を改正する条例  
連帯保証人の要件の区議会議員選挙権を有することを削除するもの  
東京都足立区老人集会所条例の一部を改正する条例  
千住東老人集会所を開設するもの  
東京都足立区児童遊園条例の一部を改正する条例  
長門児童遊園を廃止するもの  
東京都足立区土地開発公社設立について  
新たに公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社を設立するもの  
東京都足立区文化財保護条例区内に存する文化財の保存及び活用について必要な措置を講ずるもの  
東京都足立区立学校設置条例の一部を改正する条例  
血沼小学校、入谷南小学校、扇中学校を開設するもの

手当額を「一万二千五百円」から「一万三千五百円」に改めるもの  
東京都足立区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例  
手当額を「七千五百円」から「八千円」に改めるもの  
東京都足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例  
育成手当を「六千円」に、障害手当を「八千円」に、特別手当を「七千円」に改めるもの  
東京都足立区老人集会所条例の一部を改正する条例  
千住東老人集会所を開設するもの  
東京都足立区児童遊園条例の一部を改正する条例  
長門児童遊園を廃止するもの  
東京都足立区土地開発公社設立について  
新たに公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社を設立するもの  
東京都足立区文化財保護条例区内に存する文化財の保存及び活用について必要な措置を講ずるもの  
東京都足立区立学校設置条例の一部を改正する条例  
血沼小学校、入谷南小学校、扇中学校を開設するもの

手当額を「七千五百円」から「八千円」に改めるもの  
東京都足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例  
育成手当を「六千円」に、障害手当を「八千円」に、特別手当を「七千円」に改めるもの  
東京都足立区老人集会所条例の一部を改正する条例  
千住東老人集会所を開設するもの  
東京都足立区児童遊園条例の一部を改正する条例  
長門児童遊園を廃止するもの  
東京都足立区土地開発公社設立について  
新たに公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社を設立するもの  
東京都足立区文化財保護条例区内に存する文化財の保存及び活用について必要な措置を講ずるもの  
東京都足立区立学校設置条例の一部を改正する条例  
血沼小学校、入谷南小学校、扇中学校を開設するもの

手当額を「七千五百円」から「八千円」に改めるもの  
東京都足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例  
育成手当を「六千円」に、障害手当を「八千円」に、特別手当を「七千円」に改めるもの  
東京都足立区老人集会所条例の一部を改正する条例  
千住東老人集会所を開設するもの  
東京都足立区児童遊園条例の一部を改正する条例  
長門児童遊園を廃止するもの  
東京都足立区土地開発公社設立について  
新たに公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社を設立するもの  
東京都足立区文化財保護条例区内に存する文化財の保存及び活用について必要な措置を講ずるもの  
東京都足立区立学校設置条例の一部を改正する条例  
血沼小学校、入谷南小学校、扇中学校を開設するもの

手当額を「七千五百円」から「八千円」に改めるもの  
東京都足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例  
育成手当を「六千円」に、障害手当を「八千円」に、特別手当を「七千円」に改めるもの  
東京都足立区老人集会所条例の一部を改正する条例  
千住東老人集会所を開設するもの  
東京都足立区児童遊園条例の一部を改正する条例  
長門児童遊園を廃止するもの  
東京都足立区土地開発公社設立について  
新たに公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社を設立するもの  
東京都足立区文化財保護条例区内に存する文化財の保存及び活用について必要な措置を講ずるもの  
東京都足立区立学校設置条例の一部を改正する条例  
血沼小学校、入谷南小学校、扇中学校を開設するもの

するもの

## 契約議案

- 契約金額○契約の相手方
- 工期に分けて紹介します。契約方法はすべて指名競争入札です。
- 足立区弘道二丁目付近枝線工事及び掘削復旧工事請負契約
- 一億二百万円○大昌建設株式会社○契約締結日の翌日から昭和五十七年三月二十五日まで
- 大谷田公園拡張整備工事請負契約
- 二億八千二百万円○株式会社竹内工務店○契約締結日の翌日から三百日間
- 境田排水場建屋改築工事請負契約
- 九千六百万円○田中建設工業株式会社○契約締結日の翌日から昭和五十七年三月二十日まで
- 水路改修工事請負契約
- 九千万円○金澤建設株式会社○契約締結日の翌日から昭和五十七年三月二十日まで

## 特別区道路線の認定

- 興野二丁目地内  
延長七八・三〇m 幅員四・二〇m
- 栗原・六月町土地区画整理組合施行地内  
延長二〇三・九八m 幅員三・〇〇m
- 面積六、三九五・二〇m<sup>2</sup>
- 江北四丁目地内  
延長九七・六四m 幅員四・〇〇m
- 面積四、三三三・五〇m<sup>2</sup>
- 江北四丁目地内  
延長一一四・〇八m 幅員五・六〇m
- 面積六、〇九二m<sup>2</sup>
- 江北北部土地区画整理組合施行地内  
延長一、二七六・一〇m 幅員一六・一九m
- 面積二二、二七七・三八m<sup>2</sup>
- 延長三、三九四・五五m 幅員六・八m
- 面積二一、〇〇八・九一m<sup>2</sup>
- 弘道一丁目地内  
延長四六・九四m 幅員四m
- 面積一九五・六四m<sup>2</sup>
- 東栗原土地区画整理組合施行地内  
延長五九四・四五m 幅員四・六m
- 面積三、五二七・六八m<sup>2</sup>
- 足立四丁目地内  
延長一四一・六四m 幅員二・八八m
- 面積四七三・三六m<sup>2</sup>
- 青井三丁目地内  
延長九二・七五m 幅員三・〇三m
- 面積三二八・三八m<sup>2</sup>

## 区有通路路線の設置

- 延長一四一・六四m 幅員二・八八m
- 面積四七三・三六m<sup>2</sup>
- 青井三丁目地内  
延長九二・七五m 幅員三・〇三m
- 面積三二八・三八m<sup>2</sup>

## 編集後記

さわやかな季節となりました。本号は第三回定例会の記事を中心にお届けします。来年一月一日に新年号を発行する予定ですが、足立区議会では、年賀状等の虚礼自粛を申し合わせておりますので、新年号をもって年賀のあいさつを行う予定でおります。よろしくご了承のほどお願い申し上げます。今後ともわかりやすい記事を中心として編集して参りたいと存じます。

次の定例会は十一月に開かれます。